

特例退職被保険者のみなさまへ

保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

特例退職被保険者の方には2023（令和5）年の健康保険料の納入証明書を2024年1月下旬にお送りします。

納入証明書は、2月16日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。なお、確定申告のときに当該証明書を添付する必要はありません。

■ 証明期間 2023年1月から2023年12月までの納入期間分

■ 証明金額

- 2023年1月1日から12月31日までに入金確認ができた保険料合計額
- 65歳以上の方の介護保険料は、65歳の誕生月以降は市町村（東京特別区を含む）から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。
- ★ 任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、2024年1月下旬以降にお問い合わせください。
- ★ 2024（令和6）年度の保険料ならびに保険料納入通知書については、2024年3月初旬のご案内となります。

医療費控除を申告される方へ

原則として「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除の申告には、明細書の添付が義務付けられています。なお、記載内容確認のため、医療費の領収書の提示または提出を税務署から求められる場合がありますので、領収書は5年間は保存しておく必要があります。明細書の作成にあたっては、すこやかサポート Plus の「医療費と給付金支給額」をお役立てください。

また、市販薬の購入費だけを対象とした医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が2017年分からスタートしていますが、この場合も原則、領収書でなく明細書の添付となります。

※医療費控除及びセルフメディケーション税制の詳細、各明細書のダウンロード等は国税庁のHPへ（<https://www.nta.go.jp>）。
また、問い合わせ等は最寄りの税務署へお願いいたします。

お急ぎください

家族健診のお申し込みは12月25日までです！

家族健診の
ご案内はこちら



すこやかサポート Plus 内の
「家族健診の申し込み」はこちら



★ 編集後記 ★

2023年、世界各国で様々なスポーツの世界大会が繰り広げられ、日本人選手、日本チームの大活躍に勇気と元気をもらいました。今年も残すところ1カ月余り、ますます寒くなりますが、ご自身、ご家族ともに体調管理にはくれぐれもお気を付けください。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで